

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第5部門第1区分

【発行日】平成27年11月19日(2015.11.19)

【公表番号】特表2013-535610(P2013-535610A)

【公表日】平成25年9月12日(2013.9.12)

【年通号数】公開・登録公報2013-050

【出願番号】特願2013-521198(P2013-521198)

【国際特許分類】

F 0 4 D	29/56	(2006.01)
F 0 2 C	7/042	(2006.01)
F 0 1 D	17/16	(2006.01)
F 0 1 D	9/02	(2006.01)
F 0 4 D	29/36	(2006.01)

【F I】

F 0 4 D	29/56	C
F 0 2 C	7/042	
F 0 1 D	17/16	A
F 0 1 D	17/16	C
F 0 1 D	9/02	
F 0 4 D	29/56	B
F 0 4 D	29/36	D

【誤訳訂正書】

【提出日】平成27年9月30日(2015.9.30)

【誤訳訂正1】

【訂正対象書類名】明細書

【訂正対象項目名】0003

【訂正方法】変更

【訂正の内容】

【0003】

ターボ機械の枢動羽根を制御するための公知の装置は、通常は、ターボ機械の軸を中心にして少なくとも90°(90度の角度)にわたって方位角方向に分布し、ターボ機械の軸に対して実質的に半径方向に向けられている複数の枢動羽根と、羽根の枢動を制御するための制御リング部とを備えており、各々の羽根がリンクによって制御リング部へと接続され、制御リング部が一式のリンクによってターボ機械の軸の周囲に保持されている。

【誤訳訂正2】

【訂正対象書類名】明細書

【訂正対象項目名】0004

【訂正方法】変更

【訂正の内容】

【0004】

軸流圧縮機を有するターボ機械においては、羽根がターボ機械の軸を中心にして半径方向に向けられ、半径方向のそれぞれの軸を中心にして枢動可能である。用語「実質的に半径方向に向けられ」が、羽根の枢動の中心となる半径方向の軸がターボ機械の軸と45°～90°の範囲にある角度を形成するあらゆる構成を包含することに気付くべきである。

【誤訳訂正3】

【訂正対象書類名】明細書

【訂正対象項目名】0010

【訂正方法】変更

【訂正の内容】**【0010】**

したがって、枢支接続部が、それらの枢支軸の方向に沿って摺動でき、したがって枢支軸に対して横方向に作用する力だけを被ることを、理解できるであろう。結果として、リング部の重量は、大部分がボールジョイント接続部によって支持される。枢支接続部は、摺動接続部であるため、リング部の重量の一部だけを引き受け、その割合は、重力の方向に対する摺動枢支接続部の向きに応じて決まる。羽根が半径方向に向けられているため、摺動枢支接続部は、リング部を半径方向および方位角方向について案内するように機能する。換言すると、すべてのリンクがリング部の保持に貢献するが、リング部は、大部分はボールジョイント接続部によって保持される。

【誤訳訂正4】**【訂正対象書類名】**明細書**【訂正対象項目名】**0032**【訂正方法】**変更**【訂正の内容】****【0032】**

図1が、ターボ機械において枢動羽根を制御するための本発明の装置の実施形態を示している。この実施形態において、羽根は、ターボ機械の軸に対して半径方向に向けられている。図示の図は、一部分の図であり、装置全体は、ターボ機械（図示せず）の軸Aの周囲を360°にわたって広がっている。この軸Aが、長手方向を定めている。半径方向および方位角方向が、軸Aに対して定められる。